

岐路に立つルクセンブルクの3言語主義

その他のタイトル	Trilingualism in Luxembourg at a turning point
著者	高橋 秀彰
雑誌名	関西大学外国語学部紀要 = Journal of foreign language studies
巻	6
ページ	59-72
発行年	2012-03
URL	http://hdl.handle.net/10112/9588

研究論文

岐路に立つルクセンブルクの3言語主義

Trilingualism in Luxembourg at a turning point

高橋 秀 彰

TAKAHASHI Hideaki

Luxembourg has unique characteristics in terms of language policy where three languages are officially used, viz. Luxembourgish, French and German. All of them are compulsory subjects at schools and the last two are the languages of instruction. Luxembourgish is the only national language of Luxembourg standing for its national identity and is a mother tongue for most Luxembourgers. As French and German are also the official languages respectively in France and Germany, it is important for Luxembourg to keep the balance between these languages in order to keep an adequate distance from its big neighbors. This is the reason that mastering all of the three languages is important for Luxembourgers. Although learning two languages besides one's mother tongue is a spirit of the EU language education policy, it is by no means easy to acquire three languages. For Luxembourgers whose mother tongue is Luxembourgish, a Germanic language, it requires much effort to be proficient in French which belongs to the Romanic language family. As Luxembourgish is linguistically very close to German, this is used as a major language of instruction at the first stage of the elementary school education, which is arduous for children of the immigrants because most of them are from Romanic countries such as Portugal and Italy. We may recall here that more than 40 % of the pupils at schools are with a Romance language background and they are not familiar with Germanics. This is one of the reasons for their high repetition rate at schools. In this study, after observing some historical and legal background of trilingualism in Luxembourg, I shall be examining some ideal characteristics of the trilingualism brought about by political decisions and increasing problems of language education at schools.

Key Words

ルクセンブルク (Luxembourg)、ルクセンブルク語 (Luxembourgish)、3言語主義 (trilingualism)、言語教育政策 (language education policy)、言語法 (language law)

1. はじめに

国を挙げて外国語教育に取り組み、複言語主義を国のアイデンティティにしているのがルクセンブルクである。Eurobarometer¹⁾によると、EU内で多言語能力が最も高いのがルクセンブルクで、複言語主義の理想的なモデルと考えられるだろう。ルクセンブルクの国語はルクセンブルク語 (Luxembourgish) であるが、小学校ではドイツ語を授業言語として使いながら学び、4年次にはフランス語が加わる。しかし、実際に3言語を自由に操るようになるのは容易ではなく、大学進学が可能なりセ・クラシック (lycees classique) で学んだ生徒など限られた人だけが高度な複言語能力を習得できるのが実情だ。この複言語能力が学業や就職での選別機能を担っており、社会階層を築く要因にもなっている。

ルクセンブルク語が国語として法的に規定されたのは1984年のことであり、国の象徴と位置付けられている。文学作品もルクセンブルク語で書かれたものがあるが、学術言語として整備されているとは言い難く、実際に学問を担っているのはフランス語とドイツ語である。ドイツ語は学術言語としても成熟しているので、ルクセンブルク人にとってはドイツ語を通じて勉学を行うのが最も効率的である。小学校では、まずドイツ語が主たる授業言語として用いられるのはそのためである。しかし、学年が上がるにつれてフランス語が学術言語としての機能を担っていくシステムになっている。ルクセンブルク語を学術言語として自立させるためのコーパス政策を行わず、ドイツ語とフランス語を使用するのがルクセンブルクの特徴だ。また、欧州の有力な言語であるドイツ語とフランス語を使うことができるメリットは計り知れないほど大きく、アイデンティティ言語としてルクセンブルク語を話し、実用言語としてはドイツ語とフランス語を使うというルクセンブルクの多言語主義は現実的な形態であるといえよう。

外国語学習では、母語に近い言語を学ぶ方が系統的に遠い言語を学ぶより容易であるのは言うまでもない。ルクセンブルクで公的地位を有するルクセンブルク語、ドイツ語、フランス語の言語間距離を考えれば、ルクセンブルク人にとって複言語主義がどの点で難しいか、あるいは容易であるかがわかる。また、英語との関係も見っておかねばならない。ドイツ語とフランス語が重要な役割を果たす欧州においても、英語の重要性は増すばかりである。公的地位を有する3言語の学習に加えて、英語の学習もルクセンブルクでは必須である。さらに、人口の約43%²⁾を占める外国人住民の存在も、多言語の形態に影響を及ぼしている。外国人で最も多いのはポルトガル人であるが、ポルトガル語はフランス語と同じロマンス系言語に属する。彼らの子弟が就学すると、ゲルマン系のドイツ語で行われる授業を受けなければならない。このことがハンディになって、学業不振を招くことがしばしばある。本稿では、ルクセンブルクの3言語主義が確立された背景を振り返りながら、時代の変化とともに3言語主義を維持するのが難しくなってきた状況を描写し、今後の課題を検討してみたい。

2. 方言から言語へ——ルクセンブルク語の成り立ち

963年にジーゲフロイト伯爵が現在のルクセンブルクに城塞を築いて始まったルクセンブルクの歴史は、ヴェンセラス1世が治めていた1354年に大公国へ昇格し、神聖ローマ帝国の西端に位置していたこともありフランスの影響を受けながら展開してきた。1839年のロンドン条約により、国土の西部地域はベルギー、東部地域はオランダに与えられ、ルクセンブルクの国境が確定した。この年がルクセンブルクの独立の年とされている。これによりフランス語圏が離脱し、ルクセンブルクはドイツ語圏となったが、その後もフランス語は上流階層を中心に使われ続けた。

ルクセンブルクで話されている変種はドイツ語のモーゼル・フランケン方言（Moselfränkisch）であるが、公的な場面で使われるような、この変種を覆っているドイツ語の標準変種（“hochsprachliches Schutzdach”）（Kloss 1978：61）は存在しない。つまり、この方言に対応する機能を充足する言語学上同系の書きことばがないということである。このような変種は「屋根なし外部方言」（dachlose Außenmundart）（Kloss 1978：105）と呼ばれる。19世紀に至るまでの数世紀間、上流階層は書きことばとしてはドイツ語ではなくフランス語を使ってきたのである（ibid.）。

19世紀には、ルクセンブルク語はまだドイツ語の方言とみなされており、Luxembourgish（＝ルクセンブルク方言）で最初の詩を書いたEdmond de La FontaineにとってLuxembourgishは「ルクセンブルク・ドイツ語方言」（Luxemburger deutsche Mundart）、Klein（1855：50）にとっても「私たちの方言」（unsere Mundart）であり、国会議員のCasper Matthias Spooは1896年に行った議会演説で「我々の言語はドイツ語だ」（“ons Sprooch ass déi Däitsch”（“our language is German”））と主張していた（Wagner and Davies 2009：117）。ルクセンブルク方言で書かれた文学作品も徐々に出版され、Anton Meyerによる詩集（1829年）、N. S. Pierretによる最初の散文小説なども見られるが、国民意識が高まってルクセンブルク方言を言語に造成（Ausbau）する動きがみられるのは20世紀に入ってからである（Kloss 1978：105 f.）。20世紀初頭にナショナリズムが高揚し始めた中で、1910年にルクセンブルクでは「ルクセンブルク国民連合」（Letzeburger Nationalunio'n）がLucien Koenigにより設立された。さらに1912年には初等教育でLuxembourgishが必修科目として導入される（Kloss 1978：106）など、ルクセンブルク方言の言語化への序章が始まる。

3. 言語の法的規定

1848年7月9日のルクセンブルク大公国憲法第29条には「ドイツ語とフランス語の使用は何人も妨げられない。両言語の使用を制限してはならない³⁾」ことが記されている。この条文

はドイツ語とフランス語を積極的に「公用語」(Amtssprache) ないしは「国語」(Landessprache) と規定することをせず、ドイツ語とフランス語の使用を憲法が保障することを示しているものだ。これだけでは、司法・立法・行政に関わる公文書のドイツ語とフランス語での発行を義務付けるという拘束力が直ちに発生するとまではいえない。したがって、この条文を根拠に1848年以來、ドイツ語とフランス語はルクセンブルクで公用語の地位を得たといえるかは検討の余地がある。例えばFröhlich (1996: 468 f.) は、「フランス語とドイツ語が対等の関係で使用されることとなったが、フランス語は法律言語としての効力を持ち、ドイツ語は下級の行政レベルで使用されることが1848年に確定された」と指摘しているが、同条文は使用領域を規定するものではないので、当時の状況を承認する規定とFröhlichが解釈しているに過ぎない。さらに、同条文は第2章「ルクセンブルク人とその権利について」(Von den Luxemburgern und ihren Rechten) に含まれているので、基本的人権の一部と位置づけられ、公用語規定というよりは言語権を保障する規定と解釈するのが妥当と考えられる。公用語の位置づけについては、むしろ「ドイツ語とフランス語の使用に関する1834年2月22日の大公命令」⁴⁾ (以下、大公命令)の方が重要である。全5条からなる大公命令では、第1条であらゆる官庁で誰もがドイツ語とフランス語を自由に使えることが規定され、第2条以下では官庁、公判では当該の者が使用する言語で対応すべきことが詳細に規定されている。同命令はドイツ語とフランス語の2言語で併記されているが、ドイツ語版では第1条でドイツ語とフランス語が「国語」(Landessprache) と表記されている。フランス語版には「国語」に相当する表現が見当たらず、ドイツ語版との間に齟齬があることを指摘しておきたい。

第2次世界大戦を経て、言語政策はルクセンブルク語の確立とフランス語の強化に向けてより明確な形で舵が切られる。ドイツに占領されたルクセンブルクでは、1941年10月10日にドイツ化政策を企図するナチスの主導で国勢調査が行われた。そこではナチスの意に反して、国籍、母語、民族ともにlëtzebuergeschとルクセンブルク国民は回答し(Newton 1996: 188 f.)、ルクセンブルク語が独自の言語であることを国民が表明した。戦後間もなく、国家教育省の「ルクセンブルク語の公的正書法の規定に関する1946年6月5日の省令」⁵⁾により、正書法の規則が発表された。それまで統一的なルクセンブルク語正書法が存在しなかったため、学校教育で使用できる正書法が必要であったためだ。ここで考察すべきは、ドイツ語の一方言であったluxembourgeoiseを、この省令は言語と認めているのかという点である。省令の名称は„un système officiel d'orthographe luxembourgeoise”(luxembourgeoiseの公式正書法体系)となっており、ここからは言語か方言かの判断ができないが、本文中では„la langue luxembourgeoise”との表現が用いられていることから、ルクセンブルク語を「言語」(langue)と位置づけていることがわかる。1946年に発表された正書法は、1975年10月10日に発布された公的正書法の改革に関する国家教育省令⁶⁾ (Ministère d'Etat 1989)により改正され、ルクセンブルク語の成熟に向けてコーパス政策が着々と進められた。ルクセンブルク語の正書法はさらに1999年7月

30日に改正されて今日に至っている。

第2次世界大戦後の1948年5月6日に憲法第29条は改正され、「行政と司法における言語使用は法が定める」⁷⁾となり、それまで記載されていたドイツ語とフランス語という言語名は条文から削除された。にもかかわらず、ドイツ語とフランス語を「国語」と規定する大公命令は廃止されておらず、ドイツ語とフランス語の公的地位は形式上は有効であった。だが大公命令はこの憲法改正により実質的に骨抜きにされ、それまでドイツ語とフランス語で公布されていた法律は、1948年憲法も含めて全てフランス語だけで書かれていた。この憲法改正についてFröhlich（1996：468）は、政治的な理由により公用語に関する問題は棚上げされたと指摘している。戦争でドイツによる占領を経験したためドイツ語を公用語と定めるわけにはいかず、フランス語は政治的には問題なかったもののルクセンブルク人の言語生活に合致していない。他方、ルクセンブルク語は議会の審議ではドイツ語よりも多く使われていた（ibid.）。こうした3言語の複雑な関係を整理するには、さらに時間がかかることとなる。

現在の言語体制を定めたのが1984年に発効した言語法であり、その第1条でルクセンブルク語が「国語」（langue nationale）であることが初めて規定された。同法第2条では、法令とその施行規則はフランス語で起草されるべきことが規定され、第3条では行政と司法ではフランス語、ドイツ語あるいはルクセンブルク語（憲法記載順）を使うことができると規定され、第4条では行政上の請求がルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語（憲法記載順）で書かれていれば、可能な限り同じ言語で回答すべきとしている。第2条にはさらに「法令および規則に翻訳が付される場合、フランス語の条文のみが有効である」ことが規定されている。これにより、法令はフランス語版がオリジナル文書の地位を得て、他の言語で書かれた法令に何らかの疑義が生じた場合には、フランス語で書かれた法令に従わなければならないことが決められた。つまり直接的に法的効力を持つ法律文書はフランス語で書かれたもののみであり、立法の言語はフランス語であると解釈される。第5条は、フランス語とドイツ語の使用を保障することを定めた大公命令の廃止を明記している。

この言語法は「公用語」（langue officielle）という語を慎重に避けているとの指摘もあるが⁸⁾、これによりどのような法的効果が生じているのだろうか。第1条から第3条にかけて、それぞれ「国語」（langue nationale）、「立法語」（langue de la législation）、「行政・司法語」（langues administratives et judiciaires）という表現が用いられている。立法語と行政・司法語については、それぞれの領域における言語使用が規定されているのに対し、国語の使用領域は何も書かれていない。「国語」の“nationale”は政治的共同体としての「国家」と並んで「民族」も含意する。したがって、「国語」は歴史的、文化的な背景の中で形作られてきた言語なので、重要な象徴的目的のための土着言語であり（Fishman 1977：36）、情的あるいはセルフ・アイデンティティの価値を担うもの（Kloss 1978：112）と定義できる。これに対して公用語（official language）は、特定の目的のために政治機構が使用する言語（Fishman 1977：36）であり、立

法語と行政・司法語は公用語に属すると考えられる。このように国語と公用語は機能が異なっており、国語と公用語が一致することもあれば異なることもある。したがって、第1条は国語の規定、第2条以下は立法（フランス語）、司法と行政（フランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語）の三権における言語を規定していることから、公用語の規定と解釈すべきである。

4. ルクセンブルク住民の意識調査

言語法で定められたとおり、3言語の使用を求める社会的多言語状況下にあるルクセンブルクでは、3言語とも習得する個人的多言語を目指している。しかし現実には3言語とも同レベルで習得するのは容易ではなく、習熟レベルに個人差が生じるのが現状だ。ここでは Gilles et al. (2010) と European Commission (2006) が行った言語に関する意識調査の結果に注目し、言語に対するルクセンブルク住民の態度を検討したい。

(1) Gilles et al. (2010) における調査

ルクセンブルク住民は約50万人であるが、その約4割が外国籍であることから、Gilles et al. (2010) では、住民全体の統計だけでなく、必要に応じてルクセンブルク人と外国人の統計を分けて記述しているところに特徴がある。

3言語（ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語）のうち、いくつの言語を習得すべきかの間に対して、最も多かった回答はルクセンブルク人と外国人ともに2言語（43%）で、以下3言語（29%）、1言語（27%）と続いている（ibid.: 68）。3言語全てを習得すべきとの回答は3割足らずで、2言語以下を支持する回答を合わせると7割（43% + 27%）になる。

最も得意な言語（am besten beherrschte Sprachen）をルクセンブルク人に問うと、89%⁹⁾がルクセンブルク語と答え、2番目に得意な言語はドイツ語（60%）、3番目がフランス語（54%）となっていた（ibid.: 70）。外国人の回答を見ると、最も得意な言語はフランス語（34%）、ポルトガル語（24%）、ルクセンブルク語（14%）、2番目に得意な言語はフランス語（32%）、ルクセンブルク語（20%）、ドイツ語（10%）である。このように、得意な言語はルクセンブルク人と外国人とで明確に分かれ、ルクセンブルク人はルクセンブルク語とドイツ語、外国人はフランス語とポルトガル語という結果になっている。

最も好感が持てる言語（sympathischste Sprachen）については、ルクセンブルク人の77%がルクセンブルク語と答えているのに対して、外国人でルクセンブルク語を選んだ回答者は28%に過ぎず、多数派（37%）はフランス語を選んでいる（ibid.: 72）。興味深いのはフランス語とドイツ語に対する年齢別の態度である。全体の回答を見ると、60歳以上の46%がフランス語に好感を持っているのに対し、16-20歳でフランス語に好感を持っている回答者はわずか15%である（ibid.: 73）。一方、ドイツ語に対しては60歳以上では19%が好感を持っているに過ぎ

ないが、16-20歳の回答者は33%が好感を持っている。高年層に比べて若年層ではドイツ語への好感度が高い理由として、ナチスによる占領への恨みが和らいでいると Gilles et al. は分析している。

最も好きなテレビ番組の言語は、ルクセンブルク人の69%がドイツ語と回答しており、ルクセンブルク語の14%とフランス語の13%を大きく上回っている (ibid.: 75)。一方、外国人の50%はフランス語を選んでいる。回答者全体の数字を見ると、特に若年層でドイツ語の数字が高くなっている。

居心地がいい外国を尋ねると、「どこでも」(überall) (29%)、ドイツ (28%)、フランス (24%)、ベルギー (13%) の順となっている (ibid.: 78)。年齢別では、若年層 (16-20歳) の49%はドイツを選んでおり、2位のフランス (13%)、3位のベルギー (10%) を大きく引き離している。回答者を国籍別で見ると、ルクセンブルク人はドイツの選択率が最も高く (37%)、フランス (21%) とベルギー (9%) を大きく上回っている。一方、ポルトガル人、フランス人、イタリア人はフランスの数字が最も高い。

(2) ユーロバロメーター調査 (European Commission 2006)

この調査では、調査時点 (2005年11月~12月) で15歳以上の住民367,199名の中から501名を被験者としている。国籍別ではルクセンブルク80%、ポルトガル8%、フランス4%、ベルギー3%、イタリア1%、スペイン1%である (Q1)。被験者の表現として “Luxembourg citizens” (ルクセンブルク市民)、“Luxembourgish” (ルクセンブルク人)、“the population of Luxembourg” (ルクセンブルク住民) が混在しているが、これらの表現に定義はなく、調査で国籍は考慮に入っていない。回答者の母語は、ルクセンブルク語77%、ポルトガル語9%、フランス語6%、ドイツ語4%、イタリア語1%、スペイン語1%、オランダ語1%、英語1%となっている (Q45a)。

まず「母語以外で十分な会話能力を持つ言語」(D48b¹⁰) について、ルクセンブルク人の回答 (第1外国語、第2外国語、第3外国語の総数) はドイツ語90%、フランス語88%、英語60%であるが、第1外国語としてはドイツ語53%、フランス語32%、英語6%となっている。ドイツ語、フランス語、英語の能力についての問 (D48f¹¹) に対する回答を見ると、ドイツ語の能力が最も高く、以下フランス語、英語が続いている。“very good” と “good” を合わせると、ドイツ語とフランス語はそれぞれ97%と94%となり、ドイツ語とフランス語の運用力を高く自己評価していることがわかる。

「EUでは母語以外に1言語できるべき」(QA11.3) に対しては、どちらかと言えば賛成が89%、どちらかと言えば反対は9%であり、ルクセンブルク人のほとんどが支持している。これに対して、欧州評議会が推進している「EUでは母語以外に2言語できるべき」(QA11.4) には、「どちらかと言えば賛成」は53%、「どちらかと言えば反対」は42%となっており、ルクセ

	very good	good	basic
ドイツ語 (440名)	64%	33%	3%
フランス語 (448名)	44%	50%	6%
英語 (302名)	22%	41%	37%

ンブルク人の回答はやや賛成が多いものの、考えが二分していることがわかる。多言語が日常になっているルクセンブルク人は、理想としては母語以外に2言語を習得するのが好ましいが、あらゆる人に要求するのは現実的ではないという判断を表しているのだろう。「母語以外で、自分の成長と仕事に最も役に立つ2言語は何か」(QA2a)の間には、フランス語81%、ドイツ語60%、英語37%という回答が得られ、フランス語の評価が最も高い(32)。

以上の回答をまとめると、ルクセンブルク人のほぼ9割がフランス語とドイツ語の十分な会話力を持ち、EU市民として母語以外に最低1言語の能力を身につけるべきと考えていることがわかる。しかし、ルクセンブルクで公的に使われている3言語すべてを習得すべきと考える回答者は3割に過ぎず、2言語の習得を支持する回答者が多い。また、これまでドイツに対する悪感情がドイツ語の使用を抑制してきたが、若年層ではむしろドイツ並びにドイツ語に対する肯定的な態度が目立っており、今後のドイツ語使用への影響が注目されよう。

5. ドイツ語は外国語? — 言語間の距離と言語教育

ドイツ語の屋根なし外部方言を造成して作られたルクセンブルク語は、ドイツ語と同じ西ゲルマン系語派に属するため、当然ながらドイツ語との距離は極めて近い。Sokal et al. (1992)では、Ruhlen (1991)による言語学的分析に依拠しながら、主要な印欧語の距離を樹形図であらわしている。それによるとルクセンブルク語はドイツ語やオランダ語と同じグループに属していて、言語間の距離はととても近くなっている。その距離は、ポルトガル語とガリシア語、スペイン語とカタルーニャ語、チェコ語とスロバキア語、デンマーク語とスウェーデン語とノルウェー語などと同等と評価されている。これに対して、ルクセンブルク語とフランス語との距離ははるかに遠い。数字で表すと、ルクセンブルク語とドイツ語の距離がおよそ0.9程度とすると、ルクセンブルク語とフランス語の距離は15程度にもなる(Sokal et al. 1992: 7671)。ちなみにルクセンブルク語と英語の距離はおよそ2.9程度であることから、英語はドイツ語より距離が遠いが、フランス語よりはるかに近い。言語の距離が近ければ学習が容易になるが、同時に転移(transference)が発生しやすくなるという問題もある。しかし、転移による混同を避ける学習よりも、まったく異なる形式を学習する方がはるかに難しい。したがってルクセンブルク語との言語系統が同じドイツ語は、ルクセンブルク語の母語話者にとって最も学びやすい言語である。

岐路に立つルクセンブルクの3言語主義（高橋）

ルクセンブルク語はドイツの Hunsrück、Eifel、Westerwald などでは話されるモーゼル・フランケン方言と同じ方言圏に属すが、ドイツで話されるモーゼル・フランケン方言とはどの点で異なるのだろうか。ドイツでは、モーゼル・フランケン方言の話者はあらたまった場面ではドイツ語の標準変種に切り替える、あるいは切り替える努力をするので、屋根となる標準ドイツ語が存在する。これに対してルクセンブルクでは、同方言を屋根で覆う標準変種はドイツ語ではなく、同方言から作られたルクセンブルク語である。したがって、語彙や正書法、文法が標準化されたルクセンブルク語があらたまった場面では使用される。つまり、ドイツでは高地ドイツ語を基盤とする標準変種と中部ドイツ語方言とのコード・スイッチであるのに対し、ルクセンブルクでは中部ドイツ語を基盤とする標準変種と方言の間でコード・スイッチが行われるという違いである。モーゼル・フランケン方言に区分されるルクセンブルク方言をルクセンブルク語として造成したことで、ルクセンブルク人にとってのドイツ語は「外国語」(Fremdsprache) になった。一方、ドイツのモーゼル・フランケン方言話者にとって、ドイツ語は母語である。

文化的、学問的に豊かな背景を持ち、ルクセンブルク人の母語に最も近いドイツ語が授業言語として最適であるという判断によって、小学校ではまずドイツ語で教育を行う言語教育政策を採用している。それに伴い、小学校では言語科目としてのドイツ語の配当時間数が、2年次までは最も多くなっている（表1）。

しかし、2年次後半からフランス語の授業が加わり、3年次からはドイツ語の週5時間よりも多い週7時間がフランス語に配当されている。小学校のカリキュラムで言語科目が占める割合は大きく、1年次で9/28時間（32.0%）、3年次からは12/28時間（42.9%）もの時間が言語科目に割り当てられている。このように初等・中等学校では言語科目の時間数がとても多く、中等学校生徒の62.6%が1年以上留年するほどである（Redinger 2009：109）。それにもかかわらず、あるいはだからこそ、生徒の多数はフランス語力を向上させたいと強く願っている（Redinger 2009：114）。フランス語はルクセンブルク人にとって難しい言語であるが、コミュニケーションのためというより文法問題をこなすためといった扱いであり、ルクセンブルク人の中でフランス語を楽に話せるのは、教育程度が高い人かフランス語の母語話者と交流がある人である（Fehlen 2002：81）。このように、言語距離が遠いフランス語の学習は容易ではなく、Fehlen（2002：93）がルクセンブルクの学校は選別機能が高いという意味が理解できる。さらに、語

表1 小学校における言語科目の週当たり時間数（全学年週28時間授業）（田村2010：24）

言語科目 / 学年	1年	2年前半	2年後半	3年	4年	5年	6年
ルクセンブルク語	1	1	1	1	1	1	1
フランス語	—	—	3	7	7	7	7
ドイツ語	8	9	8	5	5	5	5

学教育に多くの時間を配分しているので、学問 (sciences) が軽んじられ、体育も十分行われていないことを教育省も認めている (Redinger 2010: 100) など、ルクセンブルクの教育制度は多くの矛盾を抱えている。

多言語教育に重点を置く教育制度は、ルクセンブルク語を母語としない外国人子弟にとっては深刻な問題を惹起している。小学校で落第する生徒の33%以上がポルトガル系で、ルクセンブルク人の14.4%を大きく上回っている。また、ルクセンブルク人の44.8%がリセ (大学進学へのルート) に進学するのに対し、ポルトガル系生徒は16.3%に過ぎない。この16.3%のうち25.2%が中等教育の1年次にドイツ語で不合格だったが、ルクセンブルク人の不合格者は3.7%だけだ。これに対して、フランス語の不合格者は、ポルトガル系13.6%、ルクセンブルク人12.4%、数学ではポルトガル系15.5%とルクセンブルク人6.9%となっている (Language Education Policy 2005-2006: 20)。両者の差で顕著な点はドイツ語の落第率で、ポルトガル系の生徒はルクセンブルク人生徒のほぼ8倍である。

ポルトガル系生徒にとって、フランス語は母語のポルトガル語と同じロマンス系言語なので、ゲルマン系言語のルクセンブルク語を母語とするルクセンブルク人よりも学びやすいはずである。しかし、ポルトガル人の落第率は、フランス語でもルクセンブルク人よりやや高い。言語の影響が他の科目と比べて相対的に低いと思われる数学でも、ポルトガル系生徒の方が不合格者が多い。この要因についてはさらなる調査が求められよう。

また、初等教育で1年以上の遅れを伴う生徒は全体の20.4%に達し、リセ・テクニクで基準に達していない生徒は62.6%にものぼる (ibid.: 17)。現実には3言語に加えて英語教育も行わねばならず、欧州評議会の専門家¹²⁾は、ルクセンブルクの3言語主義は非現実的であると批判している (ibid.: 23)。同報告書は外国語教育の視点からまとめられているため、欧州評議会が唱える複言語主義の原点に立ち返り、学習者の言語背景を考慮しながら3言語の学習目的を設定し、教授法を改善していく提言がなされている。

6. 考察

フランスとドイツの間に位置するルクセンブルクは、1839年にフランス語圏が分離したことによりドイツ語圏だけからなる国家となったが、その後もフランス語の重要な地位が守られてきた。当時からヨーロッパではフランス語の地位が高く、フランス語と縁を切って完全なドイツ語国となるような言語政策は国益に反するからだ。日常生活ではドイツ語の変種であるルクセンブルク方言が話されていたが、社会的に成功するにはフランス語の能力が不可欠であり、フランス語力が社会階層を構成する一要素として機能している。誰もが容易に到達できるものであればさほど問題にならないが、言語系統が異なるフランス語の習得には努力と能力が求められるため、そこで選別が行われることになる。

岐路に立つルクセンブルクの3言語主義（高橋）

言語間の習熟度に濃淡はあれ、3言語の習得はルクセンブルク人のアイデンティティーの礎であり、どの言語を欠かすわけにもいかない。ルクセンブルク人が最も得意な言語はルクセンブルク語であるが、ルクセンブルク語を政治・経済・学問の領域で本格的に使用するには綿密なコーパス政策を展開せねばならず、そればかりかフランス語とドイツ語を主要言語とするメリットが失われることにもなるので損失は大きい。したがって、フランス語とドイツ語の役割を減じるような言語政策は国益に反するだろう。言語レベルだけを考えるならば、ほとんど母語としての習得が可能なドイツ語を主要な公用語とするのがルクセンブルク人にとって最も現実的な選択肢となる。だが、ドイツに国土を占領された経験を持つルクセンブルク人にとって、ドイツと同じ言語を国語とすることには抵抗感がある。最近では、特に若年層でドイツ語への態度が好転しており、居心地がいい外国の一位にドイツが入っている点は特筆すべきである。また、最も得意な言語の2位にドイツ語が位置していることを考えるならば、ドイツ語の使用域拡大の環境が整っていることを示唆している。しかし、憲法が規定するフランス語の司法上の優位性と、主たる学術言語をフランス語が担う言語教育政策を守り続ける以上、フランス語を上位言語とする3言語主義は変わらないだろう。特に、EUではフランス語が英語と並ぶ「作業言語」(working language)として使われているため、EUの主要機関が立地するルクセンブルクにとってフランス語を主要言語とするメリットは計り知れないものがある。ただし、ドイツにもフランスにも依存しない独立国であることを示すには、ドイツ語とフランス語のバランスを取ることが重要になる。ドイツ語とフランス語というヨーロッパの2大言語を公的に使用することで、幅広い通用性を持つインフラを提供しながら国際的な求心力を得るのが小国ルクセンブルクの生き方であるからだ。

ルクセンブルクの多言語環境が国際化を促進してきたが、学校教育の現場では、ポルトガル系の子弟を中心にルクセンブルク語を母語としない生徒が増え続けており、教育は行き詰まりの様相を呈している。ロマンス系言語を母語とする小学校児童は4割を超え、数の上でルクセンブルク人児童と拮抗する状況に近づいており、ルクセンブルク語を母語とする児童を対象に開発された現在のカリキュラムで対応しきれないのは明白である。そうすると、導入言語としてドイツ語の代わりにフランス語を使用する選択肢も視野に入ってくる。Weber and Horner (2010)はこうした2トラック導入により、生徒の落第率を下げることができると主張する。これにより外国人は母語以外に、ルクセンブルク語とフランス語の習得に専念し、ドイツ語の学習は大幅に軽減されることとなる。3言語のうち2言語以下の習得で足ると考えるルクセンブルク住民(ルクセンブルク人および外国人)が7割にのぼることから¹³⁾、外国人の生徒に対してはフランス語を導入教育で使用するカリキュラムは受け入れやすいだろう。だが、そうするとドイツ語で学んでいるルクセンブルク人生徒と別のクラスを設置しなければならず、両者の交流を妨げる分離政策にもなりかねない。また、外国人の数が多いため、ルクセンブルクがフランス語を主たる言語とするフランコフォニーにならないかという懸念も生じるだろう。

外国人住民と通勤者の比率がきわめて高いルクセンブルクは、従来の国家の枠組みではとらえることができない。多言語を使い分けながら日常生活を送るルクセンブルク人や、国境を越えてルクセンブルクに集まる人々は、まさに EU が理念とする欧州市民の萌芽のように見えなくもない。しかし、国家が溶解する兆しは見えないどころか、逆に国家のアイデンティティを堅持するために、ルクセンブルク語を国語とする 3 言語主義を守っていることを忘れてはなるまい。学習者の母語を考慮に入れて、言語別に到達レベルを柔軟に設定するなどの対策を取らねば、教育の質の低下は止められないだろう。欧州評議会が唱える「母語 + 2 言語」の理念に対応する言語政策を、法的に推進する稀有なケースとして注目されるルクセンブルクではあるが、3 言語主義を維持するには多くの課題に取り組まねばならない。当面は学習者の母語と対象言語の距離を考えたカリキュラム策定が課題となるだろうが、外国人の比率がさらに増えれば、フランコフォニー化が進み、ルクセンブルク人の外国人に対する反感が芽生える恐れもある¹⁴⁾。そうすると、フランス語への偏重を修正する社会的な力が作用し、3 言語主義のバランスを保つべくルクセンブルク語の会話力がこれまで以上に求められることになろう。

一方、国語であるルクセンブルク語が、ルクセンブルク国内でしか使われない言語であり、学問をするにも十分でないという状況が、ルクセンブルク語教育の強化に踏み込めない理由になっている。外国人の統合に国語を利用できないルクセンブルクは、3 言語間のバランスを調整することでアイデンティティを守る他ない。そのために、ルクセンブルク在住のポルトガル人やイタリア人は、自分の母語以外に 3 言語を学ばねばならず、これに英語も加えると学ぶべき言語が 5 つになってしまう。そもそもルクセンブルクは、欧州の主要言語であるフランス語とドイツ語による言語インフラを整備することで、EU の中心的な都市として発展してきた。ルクセンブルクが国際都市として繁栄し続けるためには、この言語インフラは不可欠だ。現在の枠組みでは、ルクセンブルク在住の外国人はインフラを提供する側、通勤者はインフラを利用する側に組み込まれているといえる。こう考えると、ロマンス系言語を母語とする外国人は、ロマンス系言語をベースとする複言語能力を身につけることで、ルクセンブルク人とは異なる言語インフラを提供できるようになり、ルクセンブルクの言語インフラを豊かにする潜在力を持っていると考えられるだろう。国家の権限を吸収しながら深化する EU の都市機能と、国家に基盤を置くアイデンティティ保持という必ずしも相容れない要求を満足するのは難しいが、前者を損ねない形で緩やかな 3 言語主義にシフトしていくのが現実的な方向であろう。

注

1) European Commission (2006 : 8 ff.)

2) Le Portail des Statistiques, Grand Duché Luxembourg: Eta de la population 2011.

http://www.statistiques.public.lu/stat/TableViewer/tableView.aspx?ReportId=384&IF_Language=fra&

MainTheme=2&FldrName=1&RFPPath=68

- 3) Art. 29. Der Gebrauch der deutschen und der französischen Sprache steht Jedem frei; es darf derselbe nicht beschränkt werden.
- 4) Verordnungs- und Verwaltungsblatt des Großherzogthums Luxemburg
- 5) „Arrêté ministériel du 5 juin 1946 portant fixation d'un système officiel d'orthographe luxembourgeoise“
<http://www.legilux.public.lu/leg/a/archives/1946/0040/a040.pdf#page=1>
- 6) Arrêté ministériel du 10 octobre 1975 portant réforme du système officiel d'orthographe luxembourgeoise
http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/compilation/code_administratif/VOL_5/LANGUES.pdf
- 7) La loi réglera l'emploi des langues en matière administrative et judiciaire.
- 8) Tozzi and Étienne (2008 : 12), Weber and Horner (2010 : 248) など。
- 9) ルクセンブルク語は、ルクセンブルク人のわずか85%の母語であるに過ぎないとする Fehlen (2002 : 90) の主張にほぼ一致している。
- 10) “Which languages do you speak well enough in order to be able to have a conversation, excluding your mother tongue?” (Special Eurobarometer 243, 2006: 13)
- 11) “Is your German / English / French very good, good or basic?”
- 12) Francis Goullier (Rapporteur), France; Marisa Cavalli, Italy; Olivier Maradan, Switzerland; Carmen Perez, Spain; and the representative of the Language Policy Division, Philia Thalgott (Language Education Policy 2005–2006 : 8)
- 13) 本稿第4節参照。
- 14) Valentova and Berzosa (2010 : 7) は、教育水準が低い人、男性より女性、移民との直接的な競争にさらされている人などが移民に対して否定的な態度を持つと指摘している。

参考文献

- 「言語の規制に関する1984年2月24日法」(田村健一訳)(2005). 渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法 — 欧州統合と多言語主義』三元社, 298.
- 田村健一(2010)「多言語教育と外国人児童生徒」ルクセンブルク学研究(ルクセンブルク語コイネー研究会)第1号, 21–45.
- Ammon, Ulrich (1995). *Die deutsche Sprache in Deutschland, Österreich und der Schweiz. Das Problem der nationalen Varietäten*. Berlin/New York: Walter de Gruyter.
- Council of Europe (2006). *Language Education Policy Profile — Grand Duchy of Luxembourg*. Language Policy Division, Strasbourg. Ministry of Education and Vocational Training, Luxembourg 2005–2006.
- European Commission (2006). *Europeans and their Languages — Special Eurobarometer 243*.
- Fehlen, Fernand. (2002). “Luxembourg, a Multilingual Society at the Romance/Germanic Language Border.” *Journal of Multilingual and Multicultural Development* 23, 80–97.
- Fishman, Joshua A. (1977) “Comparative Study of Language Planning.” Eds. Joan Rubin, Björn H. Jernudd, Jyotirindra Das Gupta, Joshua A. Fishman and Charles A. Ferguson. *Language Planning*

- Process*. the Hague/Paris/New York: Mouton, 9–39.
- Fröhlich, Harald (1996). „Luxemburg.“ Hrsg. Robert Hinderling und Ludwig M. Einchinger. *Handbuch der mitteleuropäischen Sprachminderheiten*. Tübingen: Gunter Narr, 459–478.
- Gilles, Peter, Sebastian Seela, Heinz Sieburg und Melanie Wagner (2010). „Sprachen und Identitäten.“ Hrsg. IPSE — Identité Politiques Sociétés Espaces. *Doing Identity in Luxembourg*. Bielefeld: transcript.
- Gooskens, Charlotte (2007). “The Contribution of Linguistic Factors to the Intelligibility of Closely Related Languages.” *Journal of Multilingual and Multicultural Development*. Vol. 28, No. 6, 445–467.
- Kloss, Heinz (1978). *Die Entwicklung neuer germanischer Kultursprachen seit 1800*. 2. erw. Aufl. Düsseldorf: Pädagogischer Verlag Schwann.
- Language Education Policy Profile Grand Duchy of Luxembourg (2005–2006)*. Language Policy Division, Strasbourg, Ministry of Education and Vocational Training, Luxembourg.
- Neustupný, Jiří V. (1979). “Toward a Model of Linguistic Distance.” Eds. M. A. Jazayery, E. C. Polomé and W. Winter. *Linguistic and Literary Studies (IV: Linguistics and Literature / Sociolinguistics and Applied Linguistics)*, The Hague/Paris/New York: Mouton.
- Newton, Gerald (1996). *Luxembourg and Lëtzebuergesch: Language and Communication at the Crossroads of Europe*. Oxford University Press.
- Redinger, Daniel (2009). “Multilingual Luxembourg: Language Attitudes and Policies.” *Language at the University of Essex (LangUE) 2008 Proceedings*, 107–119.
- Redinger, Daniel (2010). “Language Planning and Policy on Linguistic Boundaries: the case of Luxembourgish.” Ed. Robert McColl Millar. *Marginal Dialects: Scotland, Ireland and Beyond*. Aberdeen: Forum for Research on the Languages of Scotland and Ireland, 90–106.
- Ruhlen, Merritt (1991) *A Guide to the World's Languages Vol.: Classification: With a Postscript on Recent Developments*. Stanford University Press: Stanford, CA.
- Sokal, Robert R., Neal L. Oden, and Barbara A. Thomson (1992). “Origins of the Indo-Europeans: Genetic evidence.” *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America* 89, 7669–7673
- Tozzi, Pascal and Richard Étienne (2008). *Country Report: Luxembourg. Educational Policies that Address Social Inequality*. EACEA Action 6.1.2. London: IPSE.
- Valentova, Marie and Guayarmina Berzosa (2010). “Attitudes toward immigrants in Luxembourg — Do contacts matter?” CEPS/INSTEAD Working Paper No. 2010–20, 33 pp.
- Wagner, Melanie and Winifred V. Davies. “The role of World War II in the development of as a national language.” *Problems and Language Planning* 33/2, 113–131.
- Weber, Jean-Jacques and Kristine Horner (2010). “Orwellian doublethink: keywords in Luxembourgish and European language-in-education policy discourses.” *Language Policy* 9, 241–256.